

平成 15 年 (ワ) 第 21846 号 損害 賠償 等 請求 事件

原告 佐藤 瀧三郎 外 1 名

被告 社会福祉法人 東京都 社会福祉事業団 外 1 名

準備書面 (3)

平成 16 年 3 月 25 日

東京 地方裁判所 民事第 14 部 合議 3B 係 御中

被告 社会福祉法人 東京都 社会福祉事業団

上記訴訟代理人 弁護士 多 久 島 耕 治

1 眼球 上 転時の意識及び運動の 状態 について

(1) 進 氏の主治医であった中村医師が明確 に述べているとおり (乙 3), 進 氏は, 眼球 上 転が起こったときでも, 常に意識清明 な 状態 を保持しており, 同 症状 が他の運動 障害 を伴 うこともなかった。このことは, 進 氏の 日常 生活に 最も 密着 していた七生福祉園 終 寮の 職員 らが, 眼球 上 転時の進 氏の具体的な 状態 について, 各 陳述 書 (乙 12 ないし 20) において以下のように述べていることから 明らかである。

多少 口数は減るものの, 眼球 が 上 転していても, 職員 の呼びかけには しっかりと応じることができた。

これは全ての 終 寮 職員 が 共通 して述べる事実である (乙 12 ないし 20)。買い物先で 眼球 上 転したまま 帰寮 したときも, 目的の 商品 を間違えることなく 購入 し, お釣りの 計算 もあっていた。

これは, 田平芳久, 田倉和子, 木村祐子, 矢崎由加が 概 ね 同様の事実を述べている (乙 13, 14, 15, 18)。

ひいらぎりょう すう はな たかはたふどうえき どうぶつえん りょう ひとり もど
柊 寮 から数キロ 離れた高幡不動駅あるいは動物園 から 寮 までを一人で戻
てくることができた。

これは、いのまた けんじ よしかわよしあき おおむ どうよう じじつ の おつ
これは、猪俣健治、吉川 吉昭 が 概 ね 同様の事実を述べている（乙 1 2 ,
1 9 ）

たしょうどうさ かんまん ある て つか
多少動作は緩慢 になっても、ふらつくことなく歩いたり、手すりを使うこ
となく かいだん のぼ
となく 階段 を登ったりすることができた。

いのまた たひら たくら はやかわのりこ よしかわ やましたけいこ どうよう じじつ
これは、猪俣、田平、田倉、早川 範子、吉川、山下 恵子が 同様の事実を
の おつ
述べている（乙 1 2 , 1 3 , 1 4 , 1 7 , 1 9 , 2 0 ）

がんきゅうじょうてん しょくじ せんたく
眼球 上 転のまま、食事 や洗濯 をすることができた。

いのまた たひら たくら きむら すみえ どうよう じじつ の おつ
これは、猪俣、田平、田倉、木村 澄江が 同様の事実を述べている（乙 1
2 , 1 3 , 1 4 , 1 6 ）

このほか で じょうてん ばいてん
この他にも、「トイレから出てきてもまだ 上 転していましたが、売店でビール
こうにゆう はこ こしか あ
を 購入 し、テーブルに運び、腰掛けるとすぐにプルトップを開け、「おいち、
おいち」といいながら飲んでいました。」（乙 1 2 ）、「カラオケの じゅんばん さいご
の おつ
眼球 上 転をしながらも 1 曲 歌った。」（乙 1 3 ）といった事実が述べられている。

すすむし がんきゅうじょうてん お ふだん にちじょうどうさ
このように、進 氏は、眼球 上 転が起こっていても、普段どおりに 日常 動作を
おこな
行 うことができたのである。

がんきゅうじょうてん じ しょくじ さんぽ にちじょう どうさ もんだい おこな
（ 2 ）なお、眼球 上 転時にも食事、散歩といった 日常 動作を問題なく 行 うことがで
きことは、どうしょうじょう お ななお ふくしえん めい りようしゃ どうよう
の 聴取 がある（乙 2 1 ）

2 入浴 時の 状況 について

とく にゅうよく じ かぎ い がんきゅうじょうてん お すすむし じょうきょう つぎ
（ 1 ）特に 入浴 時に限って言えば、眼球 上 転が起こったときの 進 氏の 状況 は次のと
おりであった。

にゅうよくちゅう じょうてん お ばあい にゅうよくちゅう どうさ ししょう
「入浴 中 に 上 転が起きた場合でも、入浴 中 のすべての動作について支障 をきた
ぶぶん ひきつづ にゅうよく つづ ふあん いだ ばめん おつ
す部分はなく、引き続き 入浴 を続けることに不安を抱く場面はなかった」（乙
1 2 ）

「(風呂から上がるときに)お風呂チェアーや湯桶などを避けながらつまづく

ことなく脱衣所に行き、着替えていた。」(乙13)

「上転を起こしていてもひげを剃ってもらうため洗い場にあがり、椅子に座っ

て順番を待っていた。」(乙19)

(2) また、次に述べるとおり、進氏自身が自分の状態を理解し、慎重な行動をとっていた。

「本人自身が、上転の状況に応じて入浴を控えたり、時間をずらすなどして調整していた。」

「本人が自発的に入浴をやめ、洗濯をした後に、トイレにこもることも多かった。」(以上、乙12)

「自分自身でも早々に入浴を終了していました。

浴槽及び浴室から出るとき安全を自ら確認し着替えをして出ていました。」

「上転をしながらうなずき浴槽内の階段をゆっくりと確かめながら湯船からあがり…」(以上、乙13)

「眼球上転中は決して浴室に行かず、直ってから必ず入浴をしていた。」(乙14)

(3) このような進氏の状況からは、仮に入浴中に眼球上転が起こったとしても直ちに溺死事故につながるとは考えられない。実際のところ、本件事故発生時に進氏が眼球上転をしていたことを示す資料は何一つ存在しないのである。

3 被告事業団の責任について

(1) 以上のとおりであるから、眼球上転と浴槽内での溺死とを結びつける合理的な理由はなく、結局のところ、何故進氏が浴槽内で溺死したかは不明であるといわざるを得ない。

そして、既に準備書面(2)でも述べたとおり、進氏を一人で入浴させるこ

と自体は、更生に必要な訓練という点からも、プライバシー及び自己決定権の

尊重という点からも、施設の限られた人員の効率的な活用という点からも十分

に理由のあることであり、園職員による入浴介助や浴室の見回りが全ての利用者に対して一般に義務付けられているわけではない。

だとすれば、進氏の溺死の原因が何ら明らかになっていないにもかかわらず、同死亡の結果を被告事業団に帰責することはできないはずである。

(2) よって、被告事業団は原告らに対して何らの損害賠償義務も負担していないのであるから、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

以上